

暴力団等反社会的勢力との関係遮断の取組強化に係る当座勘定規定の一部改定 例

(下線部が改定箇所)

改定後	改定前	備考欄
<p>第24条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は第26条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第26条第3項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第25条（取引の制限等） ※ <u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組強化に係る一部改定（例）等でご確認ください。</u></p> <p>第26条（解約） (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。 ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。 <u>(2) (略)</u></p> <p>※ <u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の取組強化に係る一部改定（例）等でご確認ください。</u></p> <p>(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。 <u>なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと</p>	<p>第24条（反社会的勢力との取引拒絶） この当座勘定は第25条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第25条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの当座勘定の開設をお断りするものとします。</p> <p>第25条（解約） (1) この取引は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。 ただし、当組合に対する解約の通知は書面によるものとします。</p> <p>(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当組合が取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>① 当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと</p>	<p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p>

改定後	改定前	備考欄
<p>が判明した場合</p> <p>② 本人が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）</u>に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用して</u> <u>ると認められる関係を有すること</u></p> <p>D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一にでも</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損</p>	<p>が判明した場合</p> <p>② 本人が、<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A. 暴力団</p> <p>B. 暴力団員</p> <p>C. <u>暴力団準構成員</u></p> <p>D. <u>暴力団関係企業</u></p> <p>E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>F. <u>その他前各号に準ずる者</u></p> <p>③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次の<u>各号に</u>該当する行為をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更)</p>

改定後	改定前	備考欄
<p>し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他A～Dに準ずる行為</p> <p>(4) 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(5) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>第27条 (取引終了後の処理)</p> <p>(略)</p> <p>第28条 (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>(略)</p> <p>第29条 (個人情報センターへの登録)</p> <p>(略)</p>	<p>し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他前各号に準ずる行為</p> <p>(3) 当組合が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <p>(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたために、当組合が解約する場合には、到達のいかんにかかわらず、その通知を発信した時に解約されたものとします。</p> <p>第26条 (取引終了後の処理)</p> <p>(略)</p> <p>第27条 (手形交換所規則による取扱い)</p> <p>(略)</p> <p>第28条 (個人情報センターへの登録)</p> <p>(略)</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>

※ 他の規定では、条番号等が異なることがあります。